

その他感染症について

第三種の感染症に分類されている「その他感染症」はあらかじめ特定の疾患を定めているものではありません。下記に示した感染症は子供に多く見られるもので、学校保健安全法では、感染症予防のため出席停止（第19条）等を講ずることとされているわけではありませんが、当園では幼稚園という集団生活の場において二次感染の拡大等为了避免するために医師の診断を受けていただき、状況により出席停止等の措置を取らせていただく場合があります。登園の際には下記「登園届」を提出してください。尚、出席停止の場合は欠席扱いとはなりません。

種	○印	病 名	症状と対処法 <small>(ただし、疾病により医師が伝染の恐れがないと認めたときは、この限りではない)</small>
3	その他感染症の登園規準		症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登園可能。
		ウイルス性肝炎 (A型・E型)	発病初期を過ぎれば感染力は急速に消滅するので、肝機能正常化後は登園可能。
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可能。 <small>(注) 感染するとウイルスの排出期間は2～4週間と長期であり、症状が出ない感染(不顕性感染)もあるので出席停止は集団内の感染予防に有効ではありません。</small>
		伝染性紅斑(りんご病)	発疹(リンゴ病)が出現して本症と診断された時点で他への感染力はほとんどなくなっている、発疹のみで全身状態が良ければ登園可能。
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登園可能。(注) 手足口病と同様
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登園可能。
		感染性胃腸炎 <small>(ノロ/ロタウイルス感染症など)</small>	症状がある間が主なウイルスの排泄器官なので、下痢・嘔吐症状が消失した後、全身状態が改善されれば登園可能。 登園の目安としては、①発熱がない、②嘔気嘔吐がなくなり、ある程度食べたり飲んだりできる、③おもらしせずトイレで排便できる、など。
		急性細気管支炎 (RSウイルス感染症など)	軽度の咳だけで、ひどいゼーゼーや呼吸困難、発熱がなければ登園可能。
		サルモレラ感染症・カンピロバクター感染症	下痢が治まれば登園可能。
その他		ウイルス性肝炎 (B型・C型)	急性肝炎の急性期でない限り、出席停止不要
		アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
		伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールは避ける)
		伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)

キ リ ト リ セ ン

登 園 届

越谷くるみ幼稚園 御中

_____ ぐみ _____ なまえ _____
 年 月 日 から 月 日まで

医療機関名 『 _____ 』において
 病名 『 _____ 』と診断されましたが、
 症状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので登園します。

年 月 日

保護者名 _____ 印 _____